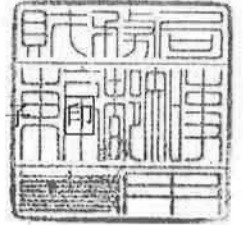




5 財経総第 1095 号
令和 5 年 8 月 22 日

東京水道株式会社
代表取締役社長 野田 数 様

東京都知事
小 池 百 合



指 名 停 止 通 知 書

下記のとおり、東京都（公営企業局を含む。）が実施する指名競争入札において指名停止を決定したので通知します。

記

1 指名停止期間

6 月（令和 5 年 8 月 22 日から令和 6 年 2 月 21 日まで）

2 指名停止の理由

著しく適正を欠く行為

（東京都競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱別表 3（3）に該当）

- ※ 1 上記指名停止の理由が、同要綱別表の 4 の(1)又は(2)に該当する場合で、合併、会社分割、営業譲渡又は事業譲渡により、指名停止の対象となった有資格者又は有資格者の一部を他の有資格者へ移行する場合は、別記様式10により速やかに届け出ること。
- ※ 2 上記指名停止の理由が、東京都発注契約で同要綱別表の 4 の(1)に該当する場合は、別記様式11により速やかに報告すること。
- ※ 3 この決定に苦情がある場合は、同要綱第 7 の規定により、東京都知事に対して苦情を申し立てることができる。
- ※ 4 上記指名停止期間中あるいは指名停止期間終了後に、指名停止の措置要件に該当することとなった事実又は行為について責を負わないことが明らかとなったときは、同要綱第10の規定による指名停止の解除等に該当するので、希望する場合は申し出ること。